

報 告 書

令和 2 年 3 月 17 日

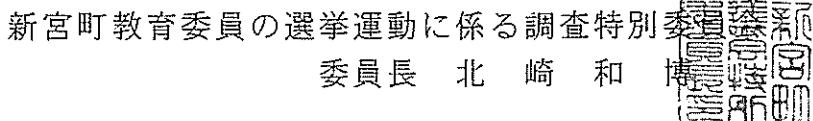
新 宮 町 議 会

新宮町教育委員の選挙運動に係る

調 査 特 別 委 員 会

令和2年3月17日

新宮町議会議長 牧野 真紀子 様



新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会報告書

本委員会における調査が終了しましたので、新宮町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1. 設置の目的

平成31年4月に行われた新宮町議会議員選挙において新宮町教育委員が選挙運動に関わったとの記事が、令和元年7月14日付の西日本新聞で報道された。

報道を受け、7月16日に全員協議会が開催されたが、教育委員会の出席もなく、その後、本件についての会議は開催されず、新聞報道の真偽すら判らない状況のままであった。

また、本町議会は、8月21日に新宮町教育委員会が当該教育委員を「処分しない」との方針を新聞報道で知り、9月定例会において複数の議員が質疑をしたが、納得のいく回答は得られなかった。

重ねて町民からも厳しい御批判、御意見、御指摘を受けている状況である。

その状況を踏まえるとともに、教育委員は議会の同意案件であること重く受け止め、本件の事実確認並びに関係者の調査を行う必要がある。

以上のことから、地方自治法第109条の及び新宮町議会委員会条例第5条の規定による特別委員会を設置した。

2. 調査特別委員会設置経過

(1) 設置決議

令和元年9月13日

第3回定例会において決議（賛成6名 反対5名）

(2) 委員会の定数 11人

(3) 委員長、副委員長の氏名

○委員長 北崎和博 ○副委員長 西健太郎

3. 調査事項

新宮町教育委員の選挙運動に係る事実確認及び関係者の調査

4. 調査結果

【第1回委員会】

本特別委員会の今後の進め方を協議し、次回委員会は教育長から聴き取り調査を行うことを決定する。

また、牧野議長宛に提出された「新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置及び議会での人格を無視した発言について（令和元年9月25日受付分）」（以下、「9月25日付文書」という。）について、牧野議長より本特別委員会で取り扱ってほしい旨の申し入れ書が提出され、協議を行った。

【第2回委員会】

教育長、学校教育課長の聴き取り調査を行い、経過報告書、新宮町教育委員会定例会会議録の説明を受け、質疑を行った。

【確認できたことの要旨】

○教育長は7月16日の全員協議会に議長からの出席要請はなく、開催されること自体を知らなかった。

○学校教育課長は、積極的な政治活動を禁ずる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）について文部科学省に問合せたところ、色々なケースがあるので個々の事案を検証して最終的には各自治体で判断するものであるとの見解を示されたと報告した。

○当該教育委員の聴き取り調査の方法は、新聞記事のコピーを見せて事

実確認を行い、新聞記事の内容はおおむね事実であることは確認できたが、選挙運動に関わった回数、日数は聴き取りしていないこと。

○地教行法にある「積極的な政治活動」の積極的の基準については明確な回答は得られなかった。

○教育委員の政治行為の制限については、地位を利用して選挙運動をしてはいけないという公職選挙法の規定と、政党その他政治団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならないという規定が地教行法に規定されているとの説明を受けた。

○教育委員は教育公務員に該当しないとの説明を受けた。

(その他)

○本委員会委員長宛に提出された「新宮町教育委員の選挙運動に係る令和元年10月8日開催の調査特別委員会について（北崎委員長の独断と偏見による特別委員会の運営について）」（以下、「10月15日付文書」という。）を本委員会で取り扱うことを決定した。

【第3回委員会】

教育長、学校教育課長への質疑を行う。

【確認できたことの要旨】

○地教行法の「積極的な政治活動」の積極的の基準は、地教行法の逐条解説の「政治上の主義もしくは施策を推進、支持し、もしくは反対するなどの運動」などを積極的に行うことを行ふことを判断材料にした。

○新聞報道で「教育委員会は処分せず」との報道があったが、教育委員会は処分する立場になかった。

○口頭注意とは服務上の処分の一番軽い処分の「口頭による注意」である。

(その他)

○10月15日付文書は、一旦差戻しをして、委員長が提出者と話をして、その結果を委員会に報告することとなる。

【第4回委員会】

10月15日付文書の取り扱いについて

(その他)

○本特別委員会の終結の動議が提出され否決される
(賛成5名 反対6名)

【第5回委員会】

牧野議長の聴き取り調査

【確認できたことの要旨】

○福岡県の選挙管理委員会に電話で確認をして、公職選挙法上では地位を利用しなければ問題もないとの回答をいただいたが、その他の関係法令に注意するようとの指導はなかった。

○教育委員会へ教育委員が選挙運動を行なって良いかの確認の必要性を当時は感じなかった。

○当該教育委員は新聞報道にあるように、選挙カーに乗りマイクで呼びかけた選挙運動を行った。

○7月1・6日の全員協議会に教育長含め教育委員会からの説明を求めるべきだったとの認識はあったが、自分自身のことで躊躇した。^{ちゅうちょ}

○7月1・6日の全員協議会以降、議員に対しても報告・説明の場を設けるべきであったが、自分自身のことで難しかった。

○教育委員会からも報告・説明の場を設けていただきたいとの要請はなかった。また牧野議長から教育委員会へ報告・説明の場を設けるような要請もしなかった。

○当該教育委員が、どこの場所をマイクで呼びかけたかは覚えていない。

○選挙の応援は当該教育委員からの申出だったか、自身からの依頼だったかは覚えてなく、以前からの知り合いということもあり、あうんの呼吸の中で応援していただいた。

○選挙運動費用収支報告書に記載している当該教育委員の住所の誤記は、なぜこのような間違いをしたのか分からぬ。

○地教行法は知らなかった。

【第6回委員会】

調査事項の取りまとめ

【第7回委員会】

調査報告書の取りまとめ

【意見の要旨】

(教育委員会の議会対応について)

教育長は、7月1・6日の全員協議会への議長からの出席要請はなく、開催されること自体を知らなかつたとのことだったが、それ以降も議会に報告・説明はなく、本特別委員会の設置となつた。

教育委員は議会の同意案件であり議会軽視も甚だしいとの厳しい意見があつた。

また、これまで新宮町議会は教育長を含め教育委員の不同意は、記憶

する限りはなく、これは議会が執行部の提案する人事を信頼し尊重したものであることを考えれば、執行部も議会に対し、もっと誠意を持った対応をすべきであったのではないかとの意見があった。

(本件の教育委員会の判断について)

委員会の中で、地教行法の積極的な政治活動については、積極的と断定できないとの教育委員会の見解は尊重すべきとの意見があった。

また地教行法に抵触するかの判断は自治体に委ねられており、そのなかで出来得る限りの判断をしたのではないかとの意見があった。

一方で、このような事例の全国的な前例を探せず、教育委員会も判断に苦慮したことは推察されるが、今後、他の自治体が新宮町教育委員会の決定を判断材料することも予測され憂慮するとの意見があった。

また、私達議員、教育委員会委員も任期があり改選されていくことを考えると、明確な判断基準が無いままでは、その時々の事情で判断基準や解釈が捻じ曲げられることも考えられ、非常に憂慮するとの意見があった。

同じく、教育関係者が地教行法を順守することは大前提であり、教育委員会としてもっとできることがあったのではないかとの意見があった。

今後議員が特別職の公務員の選挙運動に関わる勉強会など行っていくことも必要ではないかとの意見があった。

(当該教育委員の聴き取り調査について)

新聞記事のコピーを見せて事実を確認し、新聞記事の内容はおおむね事実であることは確認できたが、それ以上の調査は行っておらず、選挙運動に関わった回数、日数は聞き取りしていなかった。

適切な調査であったか疑義が残るとの意見があった。

(議長について)

初期対応について議長は、自分自身のことなので難しく、反省していることだが、御自身のことなのだから誠意をもって真摯に対応すべきであるし、対応していれば、ここまで問題にはならなかつたのではないかとの意見があった。

また、教育委員会からの経過説明を議長として要請すべきだったとの意見があった。

県の選挙管理委員会に問い合わせはしたけれども、もっと慎重に対応すべきであったとの意見、同じく説明が不足していたとの意見があった。

議長は、地教行法を知らなかつたとのことだが、法律を知らなかつた

から許されるものではないし、教育の政治的中立性から許されるものではないとの意見があった。

一連の対応が、議員及び町民の不信感を増長させる結果となつたこと、また議長の統治能力に疑問を感じるとの意見があった。

【9月25日付文書について】

議長より10月7日付で本文書を本特別委員会で扱ってほしい旨の申し入れ書が提出され協議を行つた。

本文書は議員の議会内での発言が適切でなかつた旨の趣旨もあり、本特別委員会でその判断をするものではなく、議会の主宰者である牧野議長に議事録の精査を依頼した。

11月8日に議会運営委員会を開催し、議会運営上の不穏当・不適切発言があつたとは認定されなかつた。

11月15日の全員協議会で、議長から議会での発言には十分注意するよう注意喚起が行われた。

【10月15日付文書について】

第2回委員会で、本文書を本特別委員会で取り扱うことを決定し、取り扱いの手順は次回、意見の集約を諮ることとなる。

第3回委員会で、今後の取り扱いについて協議を行い、一旦差し戻をして、委員長が提出者の方と話しをして、その結果を委員会に報告することとなる。

12月6日に提出者から議会事務局に文書の内容以上の事実もなく、またそれ以上話すこともないため面会はしないとの電話がある。

12月11日に議会運営委員会を開催し、提出者の方の意向を報告し協議を行つた。

これ以上の対応は出来ない以外の意見はなく委員長に一任された。

その後、第4回の特別委員会に経過報告を行い、これ以上対応が出来ないことに異論はなかつた。

2月3日の全員協議会で、委員長が10月15日付文書の一部見解を述べる。

【第6回委員会で公になった「新宮町議会議員様宛文書（令和元年7月19日受付分）（以下、「7月19日付文書」という。）について】

令和元年7月19日に町内在住の方からの議会事務局に7月19日付文書を持参されたが、新宮町会議員宛になつてゐる文書にもかかわらず、各議員に配布はされなかつた。

議長は第5回の委員会の中で文書の存在は知つてゐるが、提出者の

方と偶然お会いして、各議員には出さなくても良いとの了解を得ているとのこと。

提出者の方が第5回の委員会を傍聴され、議長が答弁された内容に納得いかず、その思いを傍聴アンケートに記入し提出された。

その後2月28日の議会運営委員会で委員に傍聴アンケートを配布、3月2日の議員連絡会に7月19日付文書を議員全員に配布、3月4日に傍聴アンケートを議会運営委員会以外の議員に配布した。

その後、3月10日に7月19日付文書の件で全員協議会が開催されるが、議長は第5回の委員会の中の答弁と同様、提出者の方からは各議員には出さなくても良いとの了解を得たが、傍聴アンケートもあり配布したことであった。

【総括】

(教育委員会及び教育長)

まず、本特別委員会として教育委員会の判断に異議を唱えるものではない。

教育委員会は本特別委員会設置まで、自発的に議会に対し報告・説明する場を設けるよう依頼することはなく議長からの要請もなかった。

調査の中で教育長は、7月16日の全員協議会への議長からの出席要請はなく、開催されること自体を知らなかったとのことだったが、それ以降も議会に報告・説明が無かったことは議会軽視も甚だしいとの厳しい意見があり、教育委員が議会の同意案件であることを考えると、非常に遺憾であり疑問が残る結果となった。

当該教育委員の処分は「口頭による注意」であった。

積極的な政治活動については、積極的と断定できないとの教育委員会の見解は尊重すべきとの意見、また地教行法に抵触するかの判断は自治体に委ねられており出来得る限りの判断をしたとの意見がある一方で、第2回の委員会で教育長は、地教行法第11条第6項にある「積極的な政治活動をしてはならない」の積極的基準について明確な回答はなかつたが、第3回の委員会では地教行法第11条第6項の逐条解説から「積極的な政治活動」の積極的なものを判断する基準は、「政治上の主義もしくは施策を推進、支持し、もしくは反対するなどの運動」などを積極的に行うことを判断材料にしたとの答弁であったが判断決定後であるなら、第2回の委員会で判断基準を明確に示すべきであった。

本件の判断に苦慮したことが伺える結果となった。

最後に、今後、他の自治体が新宮町教育委員会の決定を判断材料にさ

れること、また教育委員も任期があり改選されていくことを考えると、今後、判断基準が曖昧なままでは、その時々の事情で判断基準や解釈が捻じ曲げられることも考えられ、非常に憂慮する。

これまで教育長は、議会に対し報告説明が遅れたことは、ほぼ皆無であったと記憶しているが、本件に関しては従来と違った対応になった。

本委員会での教育長の答弁でも、何か葛藤があるような答弁もあったように思う。

教育長がこれまで本町の教育発展に尽力され、その功績は誰もが認めるところである。新宮町の教育行政のトップとして今後は一段とイニシアティブを取って本町の教育行政発展に努めていただきたい。

(議長)

新宮町教育委員が選挙運動に関わったとの記事が、令和元年7月14日付の西日本新聞の報道を受け、7月16日に全員協議会が開催され、議長から、お騒がせしたこと、御心配をおかけしたことの謝罪はあったが、新聞報道の真偽すら明確な回答はいただけず、その後も本特別委員会設置まで報告・説明の場を設けることはなかった。

調査の中で議長は、福岡県の選挙管理委員会に電話で確認をして、公職選挙法上では地位を利用しなければ問題もないとの回答をいただいたが、その他の関係法令に注意するようとの指導はなかったとのこと。

当該教育委員は、選挙カーに乗りマイクで呼びかけた選挙運動を行ったが、どこの場所をマイクで呼びかけたかは覚えていないとのこと。

また選挙の応援は当該教育委員からの申出だったか、自身からの依頼だったかは覚えてなく、以前からの知り合いということもあり、あうんの呼吸の中で応援していただいたとのことであった。

7月16日の全員協議会に教育長を含め教育委員会からの説明を求めるべきだったとの認識はあったが、自分自身のことで躊躇したとのこと。

また、それ以降も議員に対して報告・説明の場を設けるべきであったが、自分自身のことで難しかったとのこと。

御自身のことなのだから誠意をもって真摯に対応すべきであるし、対応していれば、ここまで問題にはならなかつた。

議長と言う重責を考えれば、率先して説明責任を果たすことは至極当然のことではないかと思う。

結果、議員及び町民の不信感を増長させる結果となつた。

また、地教行法を知らなかつたとのことだが、教育の中立性は教育基

本法の14条に規定されており、その学校を指導監督する教育委員会委員が準拠されることは明白で教員出身の議長であれば当然認識しているのではないかとの疑義が生じた。

最後に、議会に提出される文書の取扱いで翻譯を生じた恐れを否めない。

私達議員は町民の負託を受けて活動をしており、町民の声は、好意的意見またその反対の意見も、真摯に受け止めいかなければならぬし、公平でなければならぬ。

今回の議会に届く文書の取扱いの手続きで議長は、一方は手続きを省略してでも取扱いを依頼し、一方では、結果として配布が大幅に遅れた文書があるなど、議会に届く文書に対して前例のない取扱いとなつた。

本件に関連する一連の事案は、私達議員が開かれた議会、信頼される議会を目指して日々活動していることに逆行するものであり、この信頼を取り戻すには相当な時間と覚悟が必要になると思う。

今後、議員それが信頼回復に努め、開かれた議会、信頼される議会を目指していかなければならぬ。

そして本特別委員会の調査活動を通して、議場内での秩序保持が保たれなかつた。

新宮町議会傍聴規則第7条の（傍聴人が守るべき事項）静謐を旨とするとあるが、これが明らかに守られていない委員会があつた。

そして傍聴人の言動を容認、煽る委員の発言、これは地方自治法131条にある議会の秩序を乱す行為であり、議会を冒涜するものである。

また、発言の許可が無いのに発言する行為、いわゆる不規則発言をする委員や、委員長でもないのに名指しで委員に意見を求める委員など、委員長も注意し出来得る限りの秩序保持に努めてきたつもりであるが、委員長の会議をコントロールする能力に問題があつた。

5. 参考資料

委員会の開催内容

(1) 【第1回委員会】令和元年10月8日

- ① 今後の委員会の進め方
- ② 新宮町教育委員の選挙運動に係る牧野議長宛の文書（令和元年9月25日受付分）取り扱いについて

(配布書類)

- 10月7日付で牧野議長より新宮町教育委員の選挙運動に係る牧野議長宛の文書（令和元年9月25日受付分）を本特別委員会で取り扱ってほしい旨の申し入れ書

(2) 【第2回委員会】令和元年10月30日

- ① 提出資料の説明及び宮川教育長、森学校教育課長からの聴き取り調査
- ② 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会委員長宛の文書（令和元年10月15日受付分）の取り扱いについて

(配布書類)

- 経過報告書
- 新宮町教育委員会定例会会議録
- 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会委員長宛の文書（令和元年10月15日受付分）

(3) 【第3回委員会】令和元年12月5日

- ① 宮川教育長、森学校教育課長からの聴き取り調査
- ② 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会委員長宛の文書（令和元年10月15日受付分）について

(4) 【第4回委員会】令和2年1月20日

- ① 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会委員長宛の文書（令和元年10月15日受付分）について

(配布書類)

- 牧野議長の選挙運動費用収支報告書（2期分）

(5) 【第5回委員会】令和2年2月26日

- ① 牧野議長からの聴き取り調査

(6) 【第6回委員会】令和2年3月5日

- ① 調査事項の取りまとめについて

(配布書類)

- 要望書（令和2年3月4日受付分）

(7) 【第7回委員会】令和2年3月16日

- ① 調査特別委員会報告のまとめについて